

別表「樺太の支庁及び市町村の変遷」

明示38	明治40	明治41	大正4	大正11	昭和4	昭和20
					北海道地方行政協議会	北海道地方総監府
樺太民政署	樺太庁					
マウカ支庁	マウカ支庁	名好支庁	泊居支庁(大正2.6~昭和15.1。但し、大正11.10~13鶴城支庁)		名好支庁	恵須取支庁
ナヨシ出張所		名好郡 名好村 安別村	名好郡 名好村 安別村	T12/4/1合併→名好村	名好村(2)(註1)	名好郡 名好町 西樺丹村 恵須取郡 恵須取町
		鶴城出張所	鶴城郡 鶴城村 伊血村	鶴城郡 鶴城村 伊血村	T12/4/1合併→鶴城村	鶴城村(2) 塔路町 珍内町
マウカ支庁	マウカ支庁	真岡支庁 (明治41.4~)	泊居支庁(大正2.6~昭和17.10。但し、大正2.9まで久春内支庁)		久春内支庁	真岡支庁
クスナイ出張所		久春内出張所	久春内郡 三浜村 久春内村	久春内郡 三浜村 久春内村	久春内郡 珍内町(昭和16.4.1から) 久春内村	泊居郡 久春内村
		泊居出張所	泊居郡 泊居町 追手村 名寄村	泊居郡 泊居町 追手村	T12/4/1合併→泊居村	泊居郡 泊居町(2) 名寄村
マウカ支庁	マウカ支庁	野田寒出張所	野田寒郡 野田寒村 久良志村 小能登呂村	野田寒郡 野田寒村 久良志村 小能登呂村	T12/4/1合併→野田町	真岡郡 野田町 小能登呂村(2)
		真岡出張所	真岡郡 真岡町 広地村 蘭泊村 羽母舞村 清水村	真岡郡 真岡町 広地村 蘭泊村 羽母舞村 清水村	T12/4/1合併→蘭泊村	真岡郡 真岡町 広地村(2) 蘭泊村(2) 清水村(2)
		本斗出張所	本斗郡 本斗町 阿幸村 内幌村 宗仁村 南名好村 海馬村	本斗郡 本斗町 阿幸村 内幌村 宗仁村 南名好村 海馬村	T12/4/1合併→本斗町 T12/4/1合併→好仁村	本斗郡 本斗町 内幌村(2) 好仁村(2) 海馬村(2)(註2)
海馬島出張所		敷香支庁	豊原支庁	元泊支庁		敷香支庁
		元泊出張所	元泊郡 元泊村 帆寄村	元泊郡 元泊村 帆寄村	元泊郡 元泊村 帆寄村(2)	元泊郡 元泊村 帆寄村(2)
		敷香支庁	新聞郡 東知取村 東樺丹村 新聞村	新聞郡 東知取村 東樺丹村 新聞村	T12/4/1合併→東知取村	敷香支庁 知取町(註3)
ウラジミロフカ支庁	ウラジミロフカ支庁	シスカ出張所	敷香郡 内路村 敷香村 多来加村 遠岸村	敷香郡 内路村 敷香村 多来加村 遠岸村	T12/4/1合併→新聞郡新山村 昭和3年に内路村復活 T12/4/1,三村合併→敷香村	敷香郡 泊岸村(2) 内路村(2)S4/7/1、泊岸村と内路村に分離 敷香町(2)S15/7/1町制施行 (註4)
			散江郡 散江村 山越村 遠内村 海豹村	散江郡 散江村 山越村 遠内村 海豹村	T12/4/1,四村合併→散江村	散江郡 散江村(2)(註5)
ウラジミロフカ支庁	ウラジミロフカ支庁	豊原支庁	豊原支庁(12.7~17.10)		豊原支庁	豊原支庁
		豊原出張所	豊原郡 豊原町 豊南村 大富村 西久保村 豊北村 高岡村 広野村	豊原郡 豊原町 豊南村 大富村 西久保村 豊北村 高岡村 広野村	T12/4/1,三村合併→豊原町 T12/4/1,三村合併→豊北町	豊原市 豊原郡(昭和17年 豊原郡と栄浜郡が 合併) 豊北村(2) 川上村
		大谷出張所	豊北村 高岡村 広野村	豊北村 高岡村 広野村	T12/4/1,三村合併→豊北町	豊北村(2) 川上村
		栄浜出張所	栄浜郡 南内淵村 北内淵村 栄浜村 富浜村 福浜村 白縫村	栄浜郡 南内淵村 北内淵村 栄浜村 富浜村 福浜村 白縫村	T12/4/1,合併→落合町 T12/4/1,三村合併→栄浜村	落合町 栄浜村(2) 白縫村(2)
コルサコフ支庁	コルサコフ支庁	大泊支庁	大泊支庁	大泊支庁	大泊支庁	大泊支庁
ガルキノウラスコエ出張所		大泊出張所	大泊郡 大泊町 千歳村 深海村	大泊郡 大泊町 千歳村 深海村	大泊郡 大泊町 千歳村(2) 深海村(2)	大泊郡 大泊町 千歳村(2) 深海村(2)
		長浜出張所	長浜郡 長浜村 遠淵村 知床村	長浜郡 長浜村 遠淵村 知床村	長浜郡 長浜村(2) 遠淵村(2) 知床村(2)(註6)	長浜村(2) 遠淵村(2) 知床村(2)
		富内出張所	富内郡 富内村 喜美内村 落帆村	富内郡 富内村 喜美内村 落帆村	T12/4/1,三村合併→富内村	富内村(2)(富内郡を合併) 富内村(2)
ルタカ出張所		留多加出張所	留多加郡 留多加町 能登呂村	留多加郡 留多加町 三郷村(T12/4/1,留多加町より分村) 能登呂村	留多加郡 留多加町 三郷村(2) 能登呂村(2)	留多加郡 留多加町 三郷村(2) 能登呂村(2)

例 (2)=2級町村。昭和18年の完全内地化以降は指定町村を表す。
T12/4/1 大正12年4月1日の略

(註1) 名好村は、指定外であったが、昭和7年4月1日に、二級町村となり(同年拓務省告示第1号)、16年4月1日に一級町村となる(同年拓務省告示第2号)。

(註2) 海馬村は、指定外であったが、昭和16年4月1日より二級町村となる(同年拓務省告示第3号)。

(註3) 東知取村が知取町として町制施行

(註4) 敷香村は、二級町村であったが、昭和16年4月1日に、一級町村となる(同年拓務省告示第6号)。

(註5) 散江村は、指定外であったが、昭和16年4月1日より二級町村となる(同年拓務省告示第3号)。

(註6) 知床村は、指定外であったが、昭和7年4月1日に、二級町村となる(同年拓務省告示第1号)。

(註7) 昭和16年4月1日、名好町と西樺丹村(二級町村)に分離する。

(註8) 昭和13年4月1日、恵須取町と塔路町に分離する

(註9) 昭和16年4月1日 三浜村は珍内町となる

(註10) 昭和12年4月1日、樺太市制施行

(註11) 川上村は、指定外町村であったが、昭和16年拓務省告示第3号によって、一級町村となる